

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 石川県教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	92.8%
全職員	93.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	96.6%
本庁課長補佐相当職	94.5%
本庁係長相当職	97.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.9%
31～35年	94.2%
26～30年	94.4%
21～25年	92.6%
16～20年	93.7%
11～15年	93.9%
6～10年	92.1%
1～5年	91.2%

【説明欄】

- ・ 2(1)「本庁部局長・次長相当職」区分には、女性の職員がいないため。
- ・ 2(1)「本庁課長相当職」区分には、校長・副校長・教頭を含む。
- ・ 2(1)「本庁課長補佐相当職」区分には、主幹教諭・指導教諭・部主事を含む。
- ・ 扶養手当について、男性に支給している場合が多く、R4.4.1 時点における扶養手当の受給者に占める男性の割合は 77.2%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。